

四日市市訓令第 2 号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市消防長専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市消防長専決規程の一部を改正する規程

四日市市消防長専決規程（昭和 5 9 年四日市市訓令第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（専決事項）</p> <p>第 2 条 消防長の専決事項は、次に掲げるもののほか、四日市市事務専決規程（昭和 3 5 年四日市市訓令甲第 7 号）別表第 1 に定める部長専決区分に掲げる事項とする。</p> <p>（1）消防団員の任命の承認に関すること。</p> <p>（2）から（8）まで （略）</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第 2 条 消防長の専決事項は、次に掲げるもののほか、四日市市事務専決規程（昭和 3 5 年四日市市訓令甲第 7 号）別表第 1 に定める部長専決区分に掲げる事項とする。</p> <p>（1）消防団員（<u>消防分団長以上を除く。</u>）の任命の承認に関すること。</p> <p>（2）から（8）まで （略）</p>

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（消防本部総務課）